

平成25年3月8日（金曜日）

議 事 日 程

平成25年3月8日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第2号から議案第29号まで

日程第3 議員提出議案第1号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件

日程第4 議員提出議案第2号 舟橋村議会会議規則一部改正の件

追加日程第1 議案第30号 平成24年度舟橋村一般会計補正予算（第8号）

追加日程第2 議案第31号 舟橋村教育委員会委員任命の件

追加日程第3 議員提出議案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	森	弘秋君
2番	塩原	勝君
3番	野村	信夫君
4番	明和	善一郎君
5番	山崎	知信君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君					
副	村	長	古	越	邦	男	君				
教	育	長	高	野	壽	信	君				
総	務	課	長	松	本	良	樹	君			
生	活	環	境	課	長	高	畠	宗	明	君	
会	計	管	理	者	笠	田	恵	雄	君		
生	活	環	境	課	主	幹	吉	田	昭	博	君
代	表	監	査	委	員	野	村	厚	壽	君	

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	田	中	勝
---	---	---	---	---	---	---

午前 9時00分 開議

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成25年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（竹島貴行君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています3項目について、当局のお考えをお伺いいたします。

1点目といたしまして、舟橋駅南駐車場の利用状況と利用率向上方策についてお聞きします。

昨年末、地鉄電車を利用する機会がありまして、ホームに出たところ、平日にもかかわらず、駐車場はがらがらの状態でした。

駅南駐車場を有料化してからの利用状況はどのようになっていますか。駐車場の設置当初は、無料開放し、利用者の方々が各方面から集まり、地鉄電車を利用することにより停車本数の増加や朝のラッシュ時間帯の舟橋駅発の本数の増加等が、乗車人数により便宜が図られてきたものと思われませんが、現在の状況を見ると、このまま推移していくことは難しくなっているのではないのでしょうか。

毎年、一般会計より維持管理費を投資しながら運営を進め、地域活性化を図っている現状にありますので、いま一度、利用率向上方策に知恵を集め、実行していくことが重要課題と思われませんが、村長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目として、災害発生時の職員及び関係者の集合体制の整備と訓練計画についてお聞きします。

24年中に開催された定例会において防災関連の質問が数回ありましたが、災害発生時の職員の行動や関係者の行動計画については、話題としてありませんでした。

今回は、災害発生時の役場職員の集合体制及び議会を含む関係者の体制整理について

お考えをお聞きします。

1番として、役場職員の集合に要する時間を時間帯別集合人数として把握してあります。2番、乗り物の利用ができない場合の集合体制の検討はどうか。3番、議会、消防関係者、村関連施設の職員等関係職員の集合状況の把握はどうか。4番、県外出身職員への村内住居のあっせん及び助成処置の向上を図るべきでないでしょうか。

これらの項目について、新年度に事前案内なし訓練の実施やデータをとる災害対応訓練を開催し、災害に強い、より安全・安心の舟橋村実現の取り組みを考えていくべきと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

3点目は、再生エネルギーの利活用に関する考えについて、お考えをお聞きします。

23年9月定例会の一般質問で、新エネルギーに関連した考えについて当局の思いをお聞きしましたが、それ以降、国、県、各土地改良事務所等においていろいろの取り組みが実施され、報道機関によって広く広報がなされていますが、お考えについて変わりはありますか。

現在、村内に設置されている小中学校の太陽光発電の利活用状況はどのようになっていますか。

先日、村内の企業の方で太陽光発電に関する報道が2件ありましたが、村としての情報収集はどのようになっていますか。

遊休村有地の活用計画や豊富な水資源の活用などを検討するプロジェクトチームの立ち上げを早い時期に進め、再生エネルギーに関する国・県の支援体制の充実している時期の対応について、当局のお考えをお伺いいたします。

以上3点についてお伺いをいたします。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） おはようございます。

それでは、明和議員の災害発生時の集合体制等についての質問には、私のほうからお答えをいたします。

まず、災害発生時の職員の参集体制の現状を申し上げます。

勤務時間外に災害等が発生した場合には、防災担当者より職員に対して参集要請の一斉メールが配信されます。そのメールに返信をする形で現在の所在地、参集までの時間等が報告されることになっております。

車が利用できる状況時には、村内からですと5分から10分、私が住む上市からでも

15分程度で参集が可能であると考えております。車等の手段が利用できない場合は、徒歩や状況に応じては自転車等による集合となると考えております。

職員の参集に要する時間ではありますが、役場からのキロ数を計測いたしますと、村内の一番離れた場所からでも30分程度で参集が可能かと考えられます。現在、役場の本庁職員で村内在住者は約半数の10名程度でありますので、災害発生当初はその職員で対応していくこととなります。

議会を含む関係者の集合時間ではありますが、一般的に地域防災計画においては、本部関係者以外の集合は記載されず、村の防災計画等に議会等の参集が盛り込まれることはないかと思われまます。他の自治体の例では、要領として議会自らが災害時の対応や参集の基準等を定め訓練を実施している議会もございますので、ご参考にいただければというふうに思います。

現行の地域防災計画では、地震、気象注警報発令時の職員の配備基準として、第1非常配備から第3非常配備までを定めております。しかし、具体的な配備基準については、まだ記載がございません。今般、防災計画の見直しに合わせまして、職員の初動マニュアルの作成を行うことにしております。また、項目としては「参集要領」や人数を含めた「動員計画」等の記載を含め、検討しております。

県外出身の職員に対する助成の件につきましては、給与や退職手当の削減が行われている現状を考えますれば、新たな助成制度を設けることは困難であると考えております。現在取り組んでおります空き家対策事業等のメニューの中で何か該当するものがあれば、それに対応するしかないのが現状であると思っております。

参集訓練についてですが、単に参集を行うだけでは意味がないため、地域防災計画の習熟を図った上で、参集、図上訓練、本部運営訓練等の防災訓練全体の一部として捉え、計画的に実施していくことが必要であります。

そのために、平成25年度におきましては、9月の防災の日の前後で、職員の参集訓練とロールプレイング型の図上訓練や実動訓練もあわせて実施したいというふうに予定しております。

災害対応については、ある程度の知識も必要とされます。職員全体のレベルアップ等が今後の課題となりますので、外部講師の指導による訓練や講演などの実施もあわせて行っていきたいというふうに思います。

また、参集訓練を村で行う場合に、議会を含めました関係機関と連携した訓練も同時

に実施できれば、より現実に即したものとなると考えております。

いずれにいたしましても、実際の災害が発生した際には、より迅速な対応がとれるよう体制の整備を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

明和善一郎議員さんのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、駅南駐車場の有料化につきましては、平成18年7月の臨時議会におきまして、「舟橋村駅南駐車場条例」を制定いたしまして、同年の9月1日から有料化を実施したところであります。

駅南駐車場の利用状況について申し上げます。

平成18年度、この年度におきましては、6カ月ということでもございましたので、そういうことで参考値としてご理解いただきたいと思っております。まず、駐車台数が2万9,747台、料金収入が528万4,900円でありました。平成19年度は、駐車台数が4万3,172台、料金収入が886万3,700円。平成20年度は、駐車台数が前年度比2,907台減の4万265台、料金収入が前年度比49万541円減の837万3,159円。平成21年度は、駐車台数が前年度比1,588台減の3万8,677台、料金収入が前年度比136万4,959円減の700万8,200円。平成22年度では、駐車台数が前年度比6,171台減の3万2,506台、料金収入が前年度比31万4,600円減の669万3,600円であります。そして、昨年度の平成23年度では、駐車台数が前年度比1,121台増の3万3,627台となりましたが、料金収入では、前年度比13万5,890円減の655万7,710円となる状況で推移をしております。本年度の見込みでは、前年度を若干上回る台数、料金収入があるものと見込んでおります。

ここで、前月、2月の実績を報告させていただきたいと思っております。

2月の利用状況でございますが、1日の駐車台数は105台から133台ということでもございまして、平均値は約120台になると理解しておるわけでありまして、それで、駐車台数を申し上げますと、できる可能性でございますが、一般と定期では185台、月決めにおきましては20台ということで、トータル205台が収容可能な施設であるというふうに理解していただきたいと思っております。そのうちの日平均が、平均でございま

すので120台だということでございますので、その平均値になっている日を調べました。そのことで申し上げたいと思います。これは2月15日の金曜日でございますけれども、駐車台数は120台であります。その内訳でございますけれども、一般駐車は55台、そして定期券の駐車、65台、計120台でありまして、約65%の駐車率であると、こういうふうに理解していただきたいと思います。

また、月決めの駐車でございますけれども、これは先ほど言いましたように20台が可能でございます、契約が19台ということで、ほぼ満杯になっておると。率にしますと95%でありますけれども、そのような状況になっていることをお知らせさせていただきたいということでもあります。

しかし、年々、台数、料金収入が減少しておりますので、その対応の一端といたしまして、今年度におきましては、地権者に賃借料を引き下げていただくこと、また借地の一部を購入するといった努力をいたしたところでございます。そのことによりまして、敷地自体の賃借料におきましては62万8,000円弱の軽減を図ることができたわけでありまして、それを率にいたしますと、11.6%減になるわけであります。そういったことで、村といたしましても、そのように村費負担を少なくするように努力していることもご理解いただきたいと思います。また、さらに駅南駐車を広く利用者に周知するための案内板を設置いたしました。

一方、富山地方鉄道・越中舟橋駅の1日当たりの利用者数の状況は、平成7年度では440人でありましたけれども、平成18年度以降、520人から580人で推移をし、平成23年度では569人となっております。周辺の駅では利用者数が減少に転じている中で、利用者数が横ばいにあることから、駅南駐車の果たしている役割は大きいものと、こういうふうに理解しているところであります。そのことは議員さんもおっしゃいましたけれども、上りの富山方面へは、1時間に3ないし6本の運行本数となるダイヤ編成が組まれておりまして、住民の利便性に大きく寄与しているものと思っております。

次に、駅南駐車の利用率向上の対策についてであります。

平成25年度以降の早い時期におきまして、富山地方鉄道さんとタイアップした事業で対象乗降客、イコール、利用者となる仕組みといたしまして、駅南駐場にマイカー等を駐車していただき、最寄りの駅までウォーキングをするといったイベントの開催に取り組むことができないかと、ただいまのところ検討しているところであることをご報

告申し上げたいと思います。

また、村費負担の軽減を図るための方策といたしましては、地権者との土地賃貸借契約が、一部でありますけれども、平成28年、もう3年後でございますけれども、3月31日に期限が切れるということになっておりますので、この間、議員の皆さんと十分協議いたしまして、駅南駐車場の今後のあり方を検討してまいりたいと、このようにも考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、再生エネルギーの利活用についてのお答えをいたしたいと思います。

エネルギーは、ご存じのとおり、国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠の要素となっております。ご承知のとおり、一昨年(2016年)の3月11日、福島第一原発事故もありまして、我が国のエネルギー源を火力へと転換したことから、原油の輸入先を中近東に依存するという状態が続いておりまして、その態勢の脆弱性は改善されていないと、この理解しているところであります。

また、太陽エネルギーの利用といった新エネルギーの活用は、資源的制約が少ないことや二酸化炭素の排出量が少ないなど、環境へ与える負荷が小さく、潜在的には大きな供給力を担う可能性があることから、エネルギーセキュリティの確保及び地球環境対策の観点から極めて有効であると評価されているところであります。

一昨年の平成23年9月定例会では、明和議員さんの新エネルギーについての質問に対して、本村が水力発電を導入した場合の試算等を調査したものを申し上げまして、採算性の問題、あるいはまた多額の財政負担となるといった理由を挙げまして、本村が単独で代替エネルギー源を推進することは非常に難しいということを申し上げ、また国のプロジェクト政策として実施していただくことが妥当でないかというふうな答弁をしたところであります。

その後1年がたっておりまして、新エネルギーに対する、ご承知のとおり、技術進歩は著しいものがあります。実用可能な段階にあるわけではありますが、しかしながら、一方、国のエネルギー政策においては、大きな進展がないのが現状であるということでもあります。

こういったことで、原子力問題が日本経済の活性化に大きな影響を与えていることでありますので、国の政策が原発依存からの脱却なくしては、新エネルギーへの転換が本格的に進展しないものと考えておるわけでもあります。このような状況認識から、前回の答弁と何ら変わらないことを申し上げたいわけでもあります。

それと、先ほどご指摘ありました村内企業さんがそのように太陽光パネルで発展を求めるといふ工事なりに取り組んでおいでになるわけではありますが、これも経済産業省の一つの、何と申しますか、推進の、国政のレベルのそういった補助対象事業としてやっておるわけでもありますので、例えを申し上げますと、大体200キロワットアワーから400キロワットアワーで1,200戸ぐらいの、戸数にいたしますと電気が賄えるということでございますけれども、その設備投資には大体2億から4億かかると、こういうふうでございます。ファインネクスさんにつきましては、大体200キロワットでなかろうかと私は思っておるんですが、それは会社の電力を賄うということだと私は思っておるわけでありまして、それは部分的に北陸電力に買ってもらうことになるかもしれませんが、いずれにいたしましても、採算ベースと申しますか、年月にしますと、今現在42円で1キロワットアワーを買い上げますと、大体12年から15年の歳月が必要だと、こういうふうに言われておるわけでありまして、舟橋村でそういったことをやりますと、先行的に投資していかなくちゃならないということもありますので、これについてはいろいろと判断の分かれるところでございますので、こういった点につきましても、今後とも皆さん方とそういった資料等、あるいはまた情報等を提供しながらお互いに議論を戦わせていただきたいと、こういうふうに思っておるわけでありまして、確かに今、脱原発というような大きな社会的であるし、それからまた、世界的に非常にそういったクローズアップされておる課題でありますので、そういったことにつきましても、本村も十分検討してまいるということが大切だと、こういうふうにも理解しておるといふことを申し上げまして、答弁にかえさせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） それでは、最初に総務課長の答弁にありました問題につきまして、もう一点お聞きしたいなということをお願いします。

実は先ほども、いざというときには村の職員の半数の10名程度が初動態勢をとれるということで答弁があったわけですが、その後、現在どこの自治体でもやっておることは、災害が発生したときに、車での集合は無理だと。自転車、もしくは歩いてという訓練の仕方をやっておられるわけでございますので、そういったものを、この9月の防災訓練に合わせるそのさきに、検討する会合をもう一度開いていただいて、次会の6月定

例会前までぐらいにそういった骨子を出していただきたいというのがお願いでございます。そうしないと、いつまでにそれが仕上がっていくのか全然わからない状況ではいかんと思いますので、時期を区切って対応をとっていただければというふうをお願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 今の点につきましては、十分考慮させていただきたいと思えます。

ただ、現在、地域防災計画を改定中でございます。これにつきましては、9月ごろをめどに完成することとなっておりますので、それに合わせてご報告できればというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してあります2点についてお伺いします。

1番目、地域福祉支援計画の策定についてであります。

近年、少子高齢化が急速に進展していく中で、生活様式の変化や地域社会や家庭の様相は大きく変わってきております。また、景気の低迷や雇用環境低迷の長期化も相まって、自殺や孤独死または孤立死などの社会的孤立の問題など、地域における生活課題は深刻化しております。

国全体として見た場合、未婚化や晩婚化などで子どもの数の減少により、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、その対応が求められております。舟橋村とて例外ではなく、今後一層少子高齢化と核家族化が進行していくのではないかと考えられます。

舟橋村の人口統計をグラフで図形化してみると、非常にバランスを欠いたものになっております。20歳から30歳前半の落ち込みが大きくなっています。高齢化率も日本の国では23%、平成24年版住民基本台帳によれば、富山県では26.71%になっております。

平成24年12月1日の舟橋村人口統計で集計した舟橋村の地区別の高齢化率は、以下のようになっております。舟橋村全体としては16.8%と若く見えますが、仏生寺31.9%、海老江26.8%、舟橋は25.3%、竹内23.4%、古海老江19.

1%と続いております。

他の地区においても、人口統計では元村と団地住民の境がわからないため、率としては、高齢化率は把握できませんが、元村では高齢化が急速に進んでいるのではないかと思います。

今後10年、20年後には生産性の高い世代が減少し、急速に高齢化が加速していくことが予想されます。

高齢者の孤立化を防ぐ地域住民の見守り活動など、各自治体が地域福祉の方針を定めた地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、2003年度以降に、義務化ではありませんが、厚生労働省が積極的に着手するよう求めています。

社会福祉法第107条で、地域福祉計画に関する事項として、「住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」とあり、その内容は、1、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、2、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、3、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。第108条では、都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として計画を策定し、とあります。また、第109条では、社会福祉協議会の役割を「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけております。

県内の動向については、氷見市が最も早く、1993年から地域福祉計画、地域福祉活動推進計画を策定し、活動されております。富山県はそれよりも10年遅れて2003年から施行しております。2012年時点では、立山町、入善町、舟橋村が未策定であります。

福祉関連の問題は、高齢者、身障者、生活困窮者など多岐にわたり、社会情勢の変化に応じ、福祉施策の動向も変化してきており、それぞれの状況に応じた対応をしていかなければなりません。民生委員、自治会、老人クラブ、その他多くの団体、ボランティアの協力を得て、地域の連携を深めていかなければなりません。必ずしも行政サービスだけで対応できるわけではなく、地域の協力が必要となってきました。住民が本当に舟橋村に住んでよかったと思えるようにするためには、住民参加で福祉について考えていく必要があります。他の市町の動向にかかわらず、舟橋村らしい地域福祉計画を社会

福祉協議会と連携を組んだ形で策定していく必要があるのではないかと考えます。村長はどのように考えられるかお聞きします。

次に、2番目の質問である安全マップについてお伺いします。

安全マップ、いわゆる110番の家を初め、村の各種団体が作成したマップについては、村役場自体はタッチしているわけではありませんが、マップに表記されている記載内容の情報の更新が行われておりません。

災害時の避難場所、避難施設に関する情報は役場が提供しているのであり、また村のホームページにも安全マップが掲載されているのであるから、村がイニシアチブをとって発行した団体に情報の更新を働きかけるべきではないか。また、110番の家の看板についても、村内で日中でも人がいる自営業、店舗や企業に協力してもらうべきではないか。

安全マップ、110番の家は犯罪防止に一定の抑止効果はあると思いますが、日中留守にしている家庭ではあまり意味をなさないのではないかと考えます。当局の考えをお聞きします。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 川崎議員さんの、地域安全マップ等についてのご質問については、私のほうからお答えをします。

地域安全マップは、平成18年2月に、舟橋村安全なまちづくり協議会の活動の一環といたしまして、こども110番の家、災害時の避難場所、避難施設、また通学路の注意箇所や交通危険箇所などを1枚のマップにまとめ、周知を図ることを目的に作成したものであります。

今般、作成時から6年が経過をしておりましたので、平成24年度の舟橋村安全なまちづくり協議会の総会で、舟橋村地域安全マップの更新を行うことといたしました。各地区、各団体からご意見、情報を寄せていただきまして、それらの情報をもとに舟橋村地域安全マップを更新し、去る3月1日に村のホームページのほうに新しいものをアップさせていただいておりますので、またご確認をいただければというふうに思います。

このうち、こども110番の家に関しましては、1990年代ごろより、子どもを狙った犯罪が急増したことを受けて設置が始まったものであります。委嘱は警察署長が行うものの、運営自体はPTA等のボランティアによって行われているのが実情でありま

す。本村では昨年、村の駐在所長の助言を受けながら、小学校育成会でこども110番の家の見直しを行われまして、24年12月末現在、25カ所に更新をされたところがあります。これにつきましても、新しい地域安全マップに載っておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

こども110番の家について、日中留守にしている家庭では意味をなさないのではないかとご指摘がありますが、これはご指摘のとおりであります。本来、通学路周辺にある商店等が地域活動の一環としてこども110番の家の役を担う場合が多いのですけれども、村内には商店等が少なく、一般住宅に協力をお願いしてこども110番の家を運営しているところであり、一般の民家の方が日によっては日中留守にしている場合もあるのは当然のことです。しかし、できる範囲で子どもたちの安全を見守っていききたいという意思でこども110番の家に参加していただいている方々には、大変感謝をしているところであります。

また、小学校育成会でも、こども110番の家の見直しの際には、できる限り日中在宅の商店や民家に依頼する方向で進めております。また、今年度の舟橋村安全なまちづくり協議会では、役員の方から古海老江地区の子どもたちの通学路にこども110番の家がないと、心配だという意見がありましたので、育成会の地区役員の方が日中在宅のご家庭に直接こども110番の家の登録を依頼に行かれまして、少しずつではありますが、改善を図っておるところであります。

最後になりますが、これまで舟橋村地域安全マップの更新がなく、古い情報がホームページに掲載されておりましたけれども、今後は舟橋村安全なまちづくり協議会において毎年1回見直しを行い、更新することとしております。より新しい情報を提供することによりまして、安全・安心の村づくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 6番川崎議員さんの、地域福祉計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

議員さんが指摘されたとおり、急速に進んでおる少子高齢化は社会構造に大きな変化をもたらしておりまして、生産年齢人口の減少を初めとする、そういった経済の発展に支障を来しておるということをご承知のとおりでありまして、そしてまた一方では、国

におきましては、社会保障と税の一体改革を審議しております社会保障制度改革国民会議の中でも現役世代の負担増を検討しておくこと等も含めまして、非常に大きな政治経済課題を生み出していることは事実であります。

それで、舟橋村におきましては、村民の平均年齢が39歳と非常に若いということがございまして、高齢化のテンポは一般的には遅いということは考えられます。しかしながら、一方では、ご指摘があったように、地域間では高齢化率に大変格差があるということも含めまして、今後はそういった中長期の展望からそういった対応を求めるといふふうに認識しておるところであります。

村内には、ひとり暮らしのお年寄りや障害のある人、子育て中の親など、何らかの支えを必要としている人は少なくありません。地域福祉とは、地域で支えを必要としている人、またその家族も含めて、地域で生活する全ての人が、助け合い、支え合いながら、安心・安全な生活を送ることができる地域環境といえますか、生活環境を育てていくということが私たちの役割だと、こういうふうに理解しておるわけであります。

そしてまた、具体的に地域福祉を進めていく方策といたしましては、在宅での暮らしを支える居宅介護サービス等を含めて公的なサービス等を充実させていくことのみでなく、地域に住む方々が当事者としてそういった課題に向き合って理解し合い、寄り添い、協力し合うことでつながることができる交流活動、あるいはまた地域で支え合うボランティア活動を推進していくことが行政の役割であると。そして、その仕組みを最も大切なものと、こういうふうに思っているわけであります。

社会福祉法では、地域福祉づくりを住民と行政が協働して計画的に、そしてまた総合的に進めるということで、市町村に対して、そういった市町村地域福祉計画というものの策定を求めていることは事実であります。

しかし、ご存じのとおり、計画とは、計画する関係事業を実施・推進すること、さらにはその成果を上げることが目的でありまして、策定をすることが目的ではないものと考えておるわけであります。私が言わんとしているのは、計画倒れになってはいかんといいことでもあります。

本村の各種計画で最上位にランクづけされます、平成23年3月に策定しております第4次総合計画では協働型まちづくりを、健康構想ではソーシャルキャピタルを柱に掲げておりまして、いずれも地域における住民主体のまちづくりを基本としております。

また、本村が策定しております計画では、目的を共有し、住民と行政の役割分担を明

確にした構成になっております。このことは、協働型やソーシャルキャピタルが構築されなければ、計画は行政の一方的な指導書でしかなく、事業成果にはつながらないということであると思っております。

さらには、計画の遂行に当たりましては、行政経営の基本となりますマネジメントサイクル「P D C A」、すなわち計画、実行、評価、改善のサイクルの確立がかなめでありまして、事務事業を検証し、次年度に反映する仕組みが最も大切であるということはいうまでもないわけであります。

議員がご指摘されました地域福祉計画は、村の総合計画に掲げております「住民と行政による協働型のまちづくり」、健康構想に掲げる「住民間の信頼・連帯感の醸成」を具現化すると、それを実際に具体化していくということが大切であると。私は、その対応ができる、例えば全ての福祉施策が実に動いているといいますか、支え合っている、そういうものであるというふうに思います。

そういったことから、その基盤整備に全力で取り組んでまいると、こういうふうに思っておりますので、ぜひともこういったことをご理解いただいて、計画ありきでないということもひとつご検討いただきたいと、こういうふうに思っておるわけであります。そういうことで、私の答弁にかえさせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 1番 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） 先日の新聞記事に、「県東部消防組合を設置」、富山県知事から設置許可書が交付された。これまで消防署がなかった舟橋村に分遣所を開設し、救急体制が確立されると掲載。長年の希望であった消防体制がこの3月31日から機動的に稼働する。まことにうれしい限りであります。

一方、地方公務員の給与が本年7月から来年の3月まで、国家公務員並みの7.8%引き下げると1月24日の閣議で決定され、実施されるという。全国知事会が猛反発しておりますが、7月実施ということで調整されているという。まことに残念なことであります。

私は、一昨年12月議会で、職員の生活を守る、職員も研修し、やる気を起こさせるために、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」に必ずしも準拠しなくてもよいのではないかと質問しました。村長は、適切に対応したいと答弁されたところであります。

ところが、国家公務員の給料を7.8%引き下げた場合でも、村職員の給料のラスパ
イレス指数は、24年度比98%であることが県の調査で判明し、報道されました。こ
の先不透明ではありますが、ほっとしております。

さて、前置きが長くなりましたが、最初に、地域ビジネスの支援について質問をし
ます。

村長は3期目の当選の抱負として、地域ビジネスを支援すると言っておられますが、
具体的に何をどのように支援されるのか。そのことによって、村はどのように変わるの
でしょうか。

「ビジネス」は、事務、仕事、商売、取引、実業と解釈されておりますが、舟橋村で
は、商売、実業の分野と思われます。例えば、個人事業で言えば、製造業、一般的には、
小売業、鮮魚店、理髪店、新聞配達業などと思われます。

村長は、小さいからこそできる舟橋村らしさを追求したい。例えば高齢者の買い物支
援などと言っておられるが、これも地域ビジネスとして考えておられるのでしょうか。

視点を变えて、舟橋村の人口構成を見てみると、本年2月1日現在、65歳以上の人
口は514人、75歳以上は251人であります。この後、4年から5年経過しますと、
65歳以上の人口は約650人となり、舟橋村の人口比21%になります。5人に1人
が65歳以上となり、この人たちのための買い物支援は必要であると思いますが、地域
で買い物をするためには、地域の商売を活性化させねばならないと考えます。

村の人口構成を見ますと、地域で商いをする人たちが高齢化していきます。必ずしも
高齢者とは限りません。

調査を行っていないので、本村では、小売業、鮮魚店、理髪店、新聞配達業など、こ
の分野で活躍・活動されている人の数は定かではありません。が、しかし将来どのよう
に変化していくのか心配です。私も地域で頑張っておられる、これからも頑張ってい
かれる人たちに、何とか手を差し伸べねばならないと考えますが、いかんせん、妙案が
ありません。村長は本当によいところに目をつけられたと感心しております。

最初に申し上げましたが、このような現状の中で地域ビジネスを具体的にどのように
支援されるのか、その方向について答弁をお願いいたします。

2番目に、村有地の有効利用の促進についてであります。

現在、調査によりますと、村内には7カ所の村有地がありますが、それぞれに駐車場
として利用している箇所が2カ所、公園が2カ所、道路、それから将来の避難所等有効

に活用されている土地がありますが、更地もあります。

活用されていない遊休の土地とでも言いましょうか、更地の土地であります。必ずしも遊休地とは言いませんが、その有効利用・活用についての考えと今後の見通しをお聞きいたします。

その中で私が一番気にかけているのは、舟橋村竹内307番地の更地、空き地であります。当空き地は、平成12年ごろですか、舟橋村が取得し、そのまま放置。雑草が好きなままに生い茂り、この3年ぐらい前でしたかね、ようやくダスト舗装になり、見ばえは非常によくなりました。

この土地は、県道富山上市線沿いの一等地であると考えますが、十数年間、土地の活用がなされておられません。いまだにそのままです。

そこで、私が自治連合会長の時代に、例えば道の駅「舟橋」とし、整備されればどうだろうかと思うたら、そのときの答えに、県道には道の駅の整備はならないとの答えがありました。しかし、私が調べた結果、県道にも道の駅が可能であることがわかりました。

ただ、道の駅には、概念とでも申しましょうか、共通のコンセプトがあり、1つは、道路利用者のための休憩機能、2つ目に、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、3つ目に、道の駅をきっかけに地域同士が手を結び合う地域の連帯機能をあわせ持つ休憩施設であると定義されております。快適な村とするためにも、ぜひ検討されてもと思います。

なぜ舟橋村が村費をつぎ込んで不特定多数の人にサービスをしなければならないのかの疑問は残りますが、広い心で一考するのも、あながち無駄ではないと考えますが、いかがでしょうか。

その考えからすればダスト舗装となり、利用されれば無駄ではないと考えます。

また、私たちは、いつかは老人になります。少しでも快適な生活が送れるよう、そのために憩いの場所の提供、ミニ公園として整備するのものの考え方であると思います。あるいは、ゲートボール場として整備。他地域ではゲートボールを楽しんでおられる姿も見受けられます。「健康日本一の村」としての一里塚であるとも思います。

よく見かける姿であります。高齢者が道端あるいは道路の縁石に座り、体を休めておられる光景をよく見ます。危ないのに、どこかに休憩場所はないものかと考えます。

公園としては、現在、舟橋村には、「あしたの森」公園、芦原に第1・第2公園等があ

りますが、竹内地区にもミニ公園の整備も考えられないのかと思うのであります。

幾つか整備のあり方について例を申し上げましたが、この土地がなぜ活用されないのか。これは私の率直な、素朴な疑問であります。

また、この土地は、目的を持って取得したものであるならば、その目的に向かって早く進められたらいかがでしょうか。

舟橋村第4次総合計画が策定され、基本目標に住環境、道路交通網、公園・緑地の整備がうたわれております。村長も3期目となられ、ますます行政に精通され、かつ住民の皆さん方の要望もご理解いただいていると思います。これからは、この目標に向かっていかにして実施するのか、村長の手腕の見せどころであると考えます。

安心・安全な村であるためには、道路交通網の整備が重要であります。県道富山上市線の整備もあり、かつ村道の整備もまた重要であります。

村有地として取得し、十数年余り経過します。そろそろ整備について、前に進めましょうよ。役場の担当者を決め、いろんな情報を集め、時には村の重鎮の方の意見も聞きながら、一步前に進めたらと考えます。

一般的に面倒なものにはかかわりたくないと考えるのは常道であります。しかし、誰かがしなければなりません。時を待つのも大事であります。もう随分待ったではありませんか。以前は「10年一昔」、しかし昨今では「5年一昔」ですよ。

再度、言います。そろそろ前に進めましょうよ。

村長の明快な答弁をお願いいたします。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 森弘秋議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、コミュニティビジネスとも言うんですが、地域ビジネスにつきましてお答えしたいと思います。

議員ご指摘の地域ビジネスにつきましては、第4次総合計画の中で支援することを盛り込んでおりまして、これからのまちづくりや商工業の振興を図る観点から、今後大変期待ができるビジネスであると思っております。

昨年9月定例会におきまして明和議員さんの一般質問にお答えいたしましたけれども、コミュニティビジネスは、地域資源を生かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むものとしたしまして、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することによりまして、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地

域のコミュニティーの活性化にも寄与するという事で、大変期待されているビジネスであります。

また、コミュニティビジネスは、地域で生活する皆さん方のアイデアと熱意によって生まれてくるということでありまして、毎日の生活で困っていること、ふだん気づかない身の回りの地域資源がコミュニティビジネスに取り組みきっかけとなっております。

組織の形態では、NPOの法人が比較的によくを占めております。いろいろと全国的にこういった地域ビジネスが取り組まれておりますけれども、そういったことから申し上げますと、そういったNPOの法人が取り組んでいることが多いわけでありまして、その他におきましては、個人、会社組織、あるいはまた組合組織、さまざまな形態が存在しております。

また、活動分野といたしましては、まちづくり、環境、介護・福祉、IT、観光、地域資源活用、農業、就業支援など、あらゆる分野に活動が広がっております。

コミュニティビジネスは全国で多くの事例がございますけれども、ここで、東京都の多摩地区で取り組みされた事例を紹介させていただきたいと思っております。

この多摩地区につきましては、多摩信用金庫が中心となりまして地域づくりを推進しているということで、全国でも知られているところでもあります。

それは、JTBを退職された方が発案されたことでありまして、多摩地区は海に面していない地域であり、新鮮な魚が食べられないという地域課題があったわけでありまして、しかし、三宅島などには飛行機の定期便が飛んでおり、三宅島で朝とれた魚を多摩地区のお店に卸すといったビジネスをこの方法によりまして、検討した結果、食べることができたということでありまして、今では朝とれた新鮮な魚をお昼には多摩地区で食べることができることになりまして、鮮魚が非常に人気商品となっておりますということでありまして。

こういうことから申し上げますと、地域課題はビジネスで解決し、それが地域に還元される仕組み、まさしくコミュニティビジネスの成功例であります。

それでは、本村としてどういうことがあるかと申し上げますと、子育て支援、あるいはまた高齢化、あるいはまた障害者対策にも対応できる施設といたしまして、富山型デイサービス「むらのなか」が昨年11月にオープンいたしましたけれども、これが舟橋版のコミュニティビジネスの誕生でないかというふうに私は理解しております。

このようなビジネスが本村で生まれてくれれば、協働型まちづくりの新しい柱となつて、地域環境や生活レベルの向上が図られるとともに、地域社会が豊かになるものと考えております。

また一方、地域ビジネスについても課題があるわけでありまして、事業の自立・継続が大変難しいといいますが、課題になっておるといことであります。そのことにつきましては、事業利益を上げづらい分野に挑戦するということが非常に多いわけでありまして、そういったことから、なかなか継続が難しいといことであります。

そういったことを考えまして、やはり行政といたしましては、そういった地域一体となって取り組んでいただいて、それが地域ビジネスに根差したものであるという継続的なものに育て上げるということが大変重要なことだと思っております。

そこで、その対応に当たりましては、事業計画や経営相談、さらにはセミナーなどの開催を支援していくということが大変かなめになると私は思っておりますので、金融機関、あるいはまた商工会などと連携をしながら、そういった地域ビジネスを支援するような仕組みを検討して進めてまいりたいと、こういうふうにも考えておりますので、皆さん方と、議員の皆さんと十分に協議しながら前向きに取り組んでまいりたいと、こういうふうにも考えておるわけでありまして。

次に、村有地に関する質問に対してお答えいたしたいと思っております。

私から申し上げるわけでもないんですが、地方公共団体が所有する不動産、動産などの財産というものは「公有財産」といって、その財産は、さらに「行政財産」と「普通財産」に分類されているわけでありまして。

ご承知のことではありますが、行政財産では、地方公共団体が事務、事業を執行するために直接利用することを目的とする「公用財産」と、住民の一般的共同利用を目的とする「公共用財産」に分けられております。

その具体例として申し上げますと、公用財産では庁舎がありますし、それから公共用財産としては道路、学校、公園などがあるわけでありまして。また、普通財産は、行政財産以外の公有財産といまして、これを貸し付けたり、売り払ったりすることができましても、予定価格が700万円以上の不動産または動産の買い入れまたは売り払いにつきましては、議会の議決が必要となります。また、地方公共団体である舟橋村は、農地を保有することはできないのはご承知のことと思っております。

森議員さんがご指摘された土地の利用のことでございます。

大字竹内307番の土地の件でございますけれども、この土地につきましては、かねてから草刈り、いろんな、環境を害しておるといことも指摘もいただいていたわけではありますが、平成22年度に国の交付金事業費を投入いたしまして、ダスト舗装を施工いたしまして、環境整備をいたしたところであります。

この土地は、いろいろと議員さんのほうから指摘があったわけでありまして、そしてまた、提案もありません。

しかし、この土地につきましては、村道竹内舟橋駅線の改良事業の代替用地として平成11年度に取得したものであります。当該事業が完了するまで、私は現有のままでありたいと考えているところであります。

これにつきましては、今まで、いろんな過去の経緯がございます。そしてまた、議会で、その方に直接出席いただいて、いろんな資料を提示されまして、その説明も受けたことは、この議員の皆さんも理解できる方はいでになると思います。たまたまと言ったら失礼でございますけれども、森さんはそういった席においでにならなかったことでもございまして、そういった内容等にはちょっと情報不足だと、こういうふうにも思っておるわけでありまして、なかなか解決しがたいものであります。

そして、ご案内のとおり、あそこの一部、そのまま、未改良のまま残されているということはご理解いただけるわけでありまして、このように交渉事というのは非常に相手があるわけでありまして、その方の協力なくしては道路改良ができないということは皆さん方へご理解いただけると思います。

そしてまた、県道富山上市線の改良問題につきましても、歩道が狭い、いろんなことがございましたけれども、昨年度、県のほうで配慮いただきまして、今年度におきましては竹内信号機から、旧のサークルKからもう少し東まで行くと思うんですけれども、そこを改良するというところで報告、あるいはまた実際に現地測量も終わっているような状況であります。

そういうことで、私は、何と申しますか、全く手つかずではないと、そういう県道につきましても。村道につきましても、私はそういった過去のいろんな因縁的なことがございますので、いろいろとご指摘されることは十分理解できますけれども、非常に歯がゆいことでもございますけれども、もうしばらく時間をいただきたいということをお願い申し上げるわけでありまして。

いずれにいたしましても、そういう財産は、やっぱり大切に管理していくということ

は事実だし、所期の目的のためにそれを使っていくといいますが、いくのは常識論であります。

今後ともそういったこと等を含めまして、先ほどから何回も申し上げますけれども、そういった大きな課題につきましては、議会で十分協議しながらよき方向へ進めてまいり所存でありますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 森 弘秋君。

1 番（森 弘秋君） 今ほど村長から答弁があったのですが、竹内 3 0 7 番地、私の言ったのは、村長、確かに、私、そのころの事情等々についてはわかりませんし、何とも言いがたいんですが……。で、言ったのは、平成 1 1 年度ですから、1 2 年 3 月かなに取得したということなんですけれども、それから、今も言いましたように、相当数の年数がたっておるわけですよ。村長、今答弁の中で、ちゃんと、幾らかの方法論ということで前に進めておるといような話があったんですが、私ら地域の者にすれば、「そんなに進んどるのかな」と、確かにダスト舗装になったけれどもね、そういうふうなイメージを持つわけですね。

先ほど言いましたように、やはり役場サイドだけではなかなか前へ進まんだらうというふうに思いますし、質問の中で、あえて村の重鎮の方というふうに言ったんですよ。したがって、役場当局を含め、それから近辺の重鎮の方ですね、その方と相談しながら、何とか村長の 3 期目の間にでも前へ進まないのかなと。

たまたま答弁でありましたように、代替地というふうなことをきちんと言われましたんで、その代替地というのは、何ですか、前の道路ですかね、竹内の神社前ですかね。三鍋さんという話も出ましたけれども、別に特別責めるわけではないんですけども、村長も特別知られませんか、そのときおられなかったからね、責めるわけでもないんですけども、やはり先ほど言いましたように、誰かがしなきゃならんということを考えれば、何とか前へ進める方法を、答弁の中でありましたけれどもね、何とか前のほうへ進める方法で、これから実際に、ならばどんなふうに進めていくかということを考えて、例えば P T、プロジェクトチームなんていうのは大げさかもしれませんが、担当者を決めたりして、少しずつ周りから攻める、俗に言う、外堀から埋めるというのはおかしいんですが、少しずつ周りから攻めていって、「おい、何かならんまいやろうかな」

ということを期待して再質問といたします。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 森議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

当該土地につきましては、先ほど私はちょっと述べましたけれども、平成11年の9月22日の議会におきまして、予算を議決いただいたわけでありまして 皆さんは、要するに、私は、村が、行政が土地を取得する場合に、もちろん金額も計上しなくちゃならないし、そういったことはきめ細かに議会でご説明を申し上げて、ひとつ議決をいただいて、それに基づいて用地を取得したという経緯でありますから、あくまでそういったときには、代替地だということで皆さん方に説明したことは間違いございません。

そして、その後、10年以上経過しておるということについては非常に申しわけなく思っておるわけでありますが、非常にこれにつきまして、私も 問題は昭和56年から発生しておるわけであります。その前提にあるのは、今信号機がございますけれども、竹内信号機ですね。あそこの道路改良等を含めまして、その絡みでかなりの年月もたっておるし、課題が大きいわけであります。その間に裁判がありましたし、いろんなことがあったわけでありますが、しかしながら、裁判には村の主張が通って、私たちが訴えられたわけですね。ところが、勝ったわけであります。

しかしながら、それが逆に言いますと、障害になっておるといいますか、なかなか首を縦に振ってもらえない。そしてまた、今おっしゃったように、ほかの方をお願いして、有力者をお願いしたらどうかというご意見もあります。私も3期目になる前に、2期目のところでそういった方が来られました。しかしながら、今まで私が議会でいろんな話をしてまいりました。その中で言ったことと矛盾することが多々あるわけなんです。申し上げますと、あえてこれだけの金額を出して買わなくてはならないのか、いろいろあるわけです。

ざっくばらんという失礼でございますけれども、そういうことを含めて、今ここでいろいろと申し上げても理解していただけないと私は思いますので、次の議会までの間にそういった機会を持ちまして議員さんと十分お話をさせていただきますと、前へ進むような方策もあるというふうにもお聞きしながら検討してまいりたいということをお断りして、再質問に対する答弁になったかどうかわかりませんが、そういうことでお許しいただきたいということであります。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 以上をもって一般質問を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は 8 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 2 号から議案第 29 号まで

議長（竹島貴行君） 日程第 2 議案第 2 号から議案第 29 号まで 28 件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島貴行君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島貴行君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島貴行君） これから、議案第 2 号 平成 25 年度舟橋村一般会計予算、議案第 3 号 平成 25 年度舟橋村土地取得事業特別会計予算、議案第 4 号 平成 25 年度舟

橋村国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 平成25年度舟橋村宅地造成事業特別会計予算、議案第6号 平成25年度舟橋村簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 平成25年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計予算、以上の6件を一括して採決します。

議案第2号から議案第7号までを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号から議案第7号までの6件は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第8号 平成24年度舟橋村一般会計補正予算（第7号）議案第9号 平成24年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 平成24年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第11号 平成24年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、以上の4件を一括して採決します。

議案第8号から議案第11号までを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、議案第8号から議案第11号までの4件は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第12号 舟橋村子ども医療費助成に関する条例制定の件、議案第13号 舟橋村簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例制定の件、議案第14号 舟橋村道路法に基づく案内標識等の寸法を定める条例制定の件、議案第15号 舟橋村道路法に基づく村道の構造の技術的基準等を定める条例制定の件、議案第16号 舟橋村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定の件、議案第17号 舟橋村都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例制定の件、議案第18号 舟橋村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定め

る条例制定の件、議案第 19 号 舟橋村新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件、議案第 20 号 富山県東部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、議案第 21 号 舟橋村特別土地保有税審議会条例廃止の件、議案第 22 号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件、議案第 23 号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第 24 号 舟橋会館条例一部改正の件、議案第 25 号 舟橋村障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例一部改正の件、議案第 26 号 村道の路線認定の件、以上の 15 件を一括して採決します。

議案第 12 号から議案第 26 号までを原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号から議案第 26 号までの 15 件は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第 27 号 舟橋村監査委員会委員選任の件を採決します。

議案第 27 号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第 28 号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更の件、議案第 29 号 富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更の件、以上の 2 件を一括して採決します。

議案第 28 号から議案第 29 号までの 2 件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号から議案第 29 号までの 2 件は原案のとおり可決・承認されました。

議員提出議案第 1 号及び議員提出議案第 2 号

議長（竹島貴行君） 日程第 3 議員提出議案第 1 号 舟橋村議会委員会条例一部改正

の件、日程第4 議員提出議案第2号 舟橋村議会会議規則一部改正の件、以上2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号から議員提出議案第2号まで、2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

（提案理由の説明）

議長（竹島貴行君） 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） それでは、議員提出議案について、前原議員と塩原議員の賛成を得て、提案させていただきます。

議員提出議案第1号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件及び議員提出議案第2号 舟橋村議会会議規則一部改正の件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任等に関する事項の条例への委任及び本会議における公聴会の開催や参考人の招致を行えるように改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

議長（竹島貴行君） これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島貴行君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島貴行君） 議員提出議案第 1 号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件及び議員提出議案第 2 号 舟橋村議会会議規則一部改正の件を採決します。

議員提出議案第 1 号から議員提出議案第 2 号まで、2 件について、原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第 1 号及び議員提出議案第 2 号は、原案のとおり可決・承認されました。

日 程 の 追 加

議長（竹島貴行君） ただいま村長から、議案第 3 0 号 平成 2 4 年度舟橋村一般会計補正予算(第 8 号)、議案第 3 1 号 舟橋村教育委員会委員任命の件が提出されました。

これを日程に追加し、議案第 3 0 号を追加日程第 1 に、議案第 3 1 号を追加日程第 2 に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 1 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度舟橋村一般会計補正予算(第 8 号)、追加日程第 2 議案第 3 1 号 舟橋村教育委員会委員任命の件を議題とします。

議案第 3 0 号及び議案第 3 1 号

（提案理由の説明）

議長（竹島貴行君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） ただいま追加提案いたしました案件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第30号 平成24年度舟橋村度一般会計補正予算(第8号)につきましては、既定の予算に997万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を16億9,639万円とするものであります。今回の補正は、認知症高齢者グループホームの備品購入に対する補助金であります。その財源は、全額、県補助金を充当しております。

議案第31号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、古川寿賀子委員が平成25年3月13日をもって任期満了になります。新たに、大上和雄氏にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

議長(竹島貴行君) 提案理由の説明が終わりました。

(質 疑)

議長(竹島貴行君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

議長(竹島貴行君) これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(竹島貴行君) これより、議案第30号 平成24年度舟橋村一般会計補正予算(第8号)を採決します。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第31号 舟橋村教育委員会委員任命の件を採決します。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決・承認されました。

日 程 の 追 加

議長（竹島貴行君） ただいま明和善一郎君ほか2名から、議員提出議案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第3号を追加日程第3に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号を追加日程第3に追加し、議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 3 号

議長（竹島貴行君） 追加日程第3 議員提出議案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（竹島貴行君） 提案理由の説明を求めます。

明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） それでは、議員提出議案第3号について、前原議員と塩原議員の賛成を得て、提案させていただきます。

年金2.5%削減中止を求める意見書

国会は、昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。

その中でもとりわけ年金 2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市部を離れた地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが考えられます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月8日

舟橋村議会

以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 提案理由の説明が終わりました。

（採決）

議長（竹島貴行君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

これより、議員提出議案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書を採決します。

議員提出議案第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書は、原案のとおり承認されました。

議長（竹島貴行君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本3月定例会に提案いたしました30議案を議決いただきまして、まことにありがとうございます。

提案理由説明でも申し上げましたが、国の大型補正予算、緊急経済対策補正予算によりまして、本村もこれに対応した予算編成、いわゆる13カ月予算を編成したわけがあります。特に公共関連事業の執行に当たりましては、早期発注に努めてまいり所存であります。

また、一般質問にありました駅南駐車場の利用率の向上、再生エネルギーの利活用、少子高齢化にふさわしい福祉施策を盛り込んだ福祉支援計画の策定、あるいはまた地域ビジネスの支援などにつきまして、私からの答弁に欠けることがあったと思っておりますけれども、質問の趣旨につきまして十分真摯に受けとめまして、今後議員の皆さんと十分協議をしながら村政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単でございますけれども、御礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（竹島貴行君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年3月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年3月8日

議 長 竹 島 貴 行

署 名 議 員 前 原 英 石

署 名 議 員 森 弘 秋